法　規　的　告　示

○総務省告示第百六十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の四第八号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第百八十三号（電波法施行規則第六条の四第八号の規定に基づき、公示する期間内に申請することを要する基幹放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
送信設備の設置場所		周波数	空中線電力	送信設備の設置場所		周波数	空中線電力
［略］	［略］	［略］	［略］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
全国		90MHz以上 98.9MHz以下	20W超	全国		90MHz以上 94.9MHz以下	20W超

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第百六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条 組換えＲＳウイルスワクチン （略） ＲＳウイルスＲＮＡワクチン １　本質及び性状 本剤は，ＲＳウイルス（respiratory syncytial virus）のＦタンパク質をコードするＲＮＡを含み，脂質等の添加剤を加えた溶液に分散した液剤である． ２　製法 ２．１　原材料 ２．１．１　製造用鋳型ＤＮＡ ＲＳウイルスのＦタンパク質をコードする鋳型ＤＮＡを用いる． ２．２　原液 ＡＴＰ，ＣＴＰ，ＧＴＰ，ＵＴＰ，その他修飾核酸塩基のヌクレオチド及び適当な材料を用いて，製造用鋳型ＤＮＡ配列からインビトロ転写法により，ＲＳウイルスのＦタンパク質をコードするＲＮＡを合成する．適当な分解酵素，キレート剤等で処理した後，精製し，原液とする． 原液について，３．１の試験を行う． ２．３　最終バルク 原液を脂質混合液と混ぜ，適当な緩衝液に分散し，最終バルクとする．適当な安定化剤等を加えることができる．	医薬品各条 組換えＲＳウイルスワクチン （略） （新設）